

令和5年9月1日 開 会  
令和5年9月19日 閉 会  
令和5年9月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和5年第3回(9月)川南町議会定例会会期表〔19日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	9月1日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)(議案上程・討論・採決)
第2日	9月2日	土	休会
第3日	9月3日	日	休会
第4日	9月4日	月	議案熟読
第5日	9月5日	火	本会議(一般質問6人)
第6日	9月6日	水	本会議(一般質問5人)
第7日	9月7日	木	本会議(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第8日	9月8日	金	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第9日	9月9日	土	休会
第10日	9月10日	日	休会
第11日	9月11日	月	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第12日	9月12日	火	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計) 常任委員会
第13日	9月13日	水	常任委員会
第14日	9月14日	木	常任委員会
第15日	9月15日	金	常任委員会
第16日	9月16日	土	休会
第17日	9月17日	日	休会
第18日	9月18日	月	休会
第19日	9月19日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

## 第1号（ 9月1日 ）

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について .....	4
議案上程・提案理由説明(議案第42号～第46号) .....	4
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第47号～第49号) .....	6
議案上程・提案理由説明(議案第50号～第55号) .....	8
議案上程・提案理由説明(認定第1号～第3号) .....	13
議案上程・提案理由説明・議案質疑(報告第4号) .....	20
議案上程・提案理由説明・議案質疑(報告第5号) .....	20
議案上程・提案理由説明(同意第15号 教育委員会委員の任命について) .....	22
散 会 .....	22

## 第2号（ 9月5日 ）

本日の会議に付した事件 .....	23
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	24
開 議 .....	25
一般質問 .....	25
1中村 昭人 .....	25
2内藤 逸子 .....	39
3徳弘美津子 .....	53
4小嶋 貴子 .....	70
5児玉 助壽 .....	79
6蓑原 敏朗 .....	86
散 会 .....	99

### 第3号（9月6日）

本日の会議に付した事件	100
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	101
開 議	102
一般質問	102
1乙津 弘子	102
2中瀬 修	112
3三原 明美	123
4田中 宏政	138
5河野 禎明	153
散 会	163

### 第4号（9月7日）

本日の会議に付した事件	164
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	165
開 議	166
議案質疑・委員会付託(議案第42号)	166
議案質疑・委員会付託(議案第43号～第46号)	168
議案質疑・委員会付託(議案第50号)	169
議案質疑・委員会付託(議案第51号～第53号)	182
議案質疑・委員会付託(議案第54号)	183
議案質疑・委員会付託(議案第55号)	184
議案質疑・委員会付託(認定第1号～第3号)	184
散 会	186

## 第5号（9月19日）

本日の会議に付した事件	187
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	188
開 議	189
委員長報告・討論・採決(議案第42号～第46号)	189
委員長報告・討論・採決(議案第50号～第55号)	193
委員長報告・討論・採決(認定第1号～第3号)	203
採決(同意第15号 教育委員会委員の任命について)	206
議案上程・提案理由説明・採決(発議第3号)	207
議員派遣の件	208
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	209
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	209
閉 会	209

川南町告示第124号

令和5年第3回(9月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月29日

川南町長 東 高 士

- 1 期日 令和5年9月1日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	乙津 弘子 君	2番	内藤 逸子 君
3番	蓑原 敏朗 君	4番	田中 宏政 君
5番	河野 禎明 君	6番	児玉 助壽 君
7番	中村 昭人 君	8番	米田 正直 君
9番	中瀬 修 君	10番	小嶋 貴子 君
11番	三原 明美 君	12番	徳弘美津子 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

# 令和5年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和5年9月1日 (金曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和5年9月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(中村昭人・米田正直)
- 日程第4 議案第42号 川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについて
- 日程第5 議案第43号 川南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第45号 川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第46号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第9 議案第47号 工事請負契約締結について
- 日程第10 議案第48号 工事請負契約締結について
- 日程第11 議案第49号 工事請負契約締結について
- 日程第12 議案第50号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第51号 令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第52号 令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第53号 令和5年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第54号 令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第55号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 認定第 1号 令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2号 令和4年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 3号 令和4年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 報告第 4号 令和4年度川南町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第22 報告第 5号 令和4年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第23 同意第 15号 教育委員会委員の任命について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....東 高 士 君	副町長	.....河野 秀二 君
教育長	.....坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	.....山本 博 君
総務課長	.....小嶋 哲也 君	まちづくり課長	.....甲斐 玲 君
財政課長	.....川崎 紀朗 君	税務課長	.....米田 政彦 君
町民健康課長	.....谷 講 平 君	福祉課長	.....渡邊 寿美 君
環境課長	.....河野 英樹 君	産業推進課長	.....河野 賢二 君
農地課長	.....大山 幸男 君	建設課長	.....黒木 誠一 君
上下水道課長	.....大塚 祥一 君	教育課長	.....三好 益夫 君
代表監査委員	.....永 友 靖 君		

---



午前9時00分開会

**○議長（河野 浩一君）** おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

本日の日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査並びに例月現金出納検査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から19日までの19日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から19日までの19日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中村 昭人君及び米田 正直君を指名します。

日程第4、議案第42号川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについて、日程第5、議案第43号川南町職員定数条例の一部改正について、日程第6、議案第44号川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第45号川南町空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第46号損害賠償請求事件の和解について、以上5議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本5議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 皆さんおはようございます。

それでは議案第42号から議案第46号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第42号は、本町の公共下水道事業及び漁業集落排水事業を下水道事業として設置し、地方公営企業法を適用するため、本条例を定めるものです。

公営企業は、独立採算の原則に基づき、経済性を発揮して経営することを求められていますが、公営企業を取り巻く経営環境は、急激な人口減少による需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、将来にわたり安定的にサービスを提供していくためには、公営企業会計を適用し、資産等の情報を正確に把握する必要があります。

次に、議案第43号は、来年度以降の職員数の増を見込むため、定員条例の一部改正を行うものです。具体的には、町長事務局の職員定数を現在の140人から4人増の144人としています。また、定数外を定義する条文を追加しています。

次に議案第44号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法第43条が第26条の7に繰り上がったため、当該引用を改めるとともに、第1条で引用していた、地方公務員法の第24条第6項を第24条第5項に改めるものです。

次に議案第45号は、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等になる恐れのある管理不全空き家等に対し、上位法である空き家等対策の推進に関する特別措置法の法律条文の変更により、市町村長が指導勧告できるようになるため、条例の第8条及び第9条について修正を行うものです。また条例第11条については、町長は必要があると認めるときは、法第8条の規定により、知事に情報を提供し、必要な協力を求めることができると規定していますが、法律条文変更により、法第8条が削除され、法第4条第2項で、都道府県は市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、町村相互間の連絡調整、その他必要な援助を行うように努めなければならないと、追加追記されたことにより、削除するものです。

議案第46号は、川南町立新中学校建設基本実施設計業務委託契約の契約解除により発生した損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものでございます。

以上5議案補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（河野 浩一君）** 補足説明があれば、これを許します。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 議案第43号につきまして、その補足説明を申し上げます。第2条では、定数を140人から4人増の144人としています。現在の町長事務局の職員数は138人であり、来年度、6人増を見込むため、定数を引き上げるものです。今年4月から地方公務員の段階的な定年年齢の引き上げが始まり、2年に1歳ずつ10年かけて、定年年齢を65歳まで引き上げます。これにより、2年に一度しか定年退職者が発生しない状況となります。また、現在の職員数についても、50代前半の職員に偏っており、全体の24%を占めてい

ます。将来、この年代の定年退職による急激な職員数減は、住民サービスの低下を招いてしまいます。仮に退職者がいない年に職員採用を行わないと、職員数が極端に少ない年代層を作ってしまう恐れがあるとともに、優秀な人材を獲得する機会を失うことにもなります。そのため、これらの問題を解決するためにも、平準化して職員を採用しなければならず、一時的に職員定数が増えますが、長期的には職員定数の減を見込んでおり、今回の職員増はその一環であります。第5条の条文追加については、併任されている職員や派遣されている職員など、定数外と明確化することで、弾力的な組織運営を図ることができるようにしております。以上で補足説明を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明及び補足説明を終わります。

日程第9、議案第47号工事請負契約締結について、日程第10、議案第48号工事請負契約締結について、日程第11、議案第49号工事請負契約締結について、以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 議案第47号から議案49号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第47号は、運動公園野球場改修工事（1工区）について入札の結果、川南工業株式会社代表取締役井尻雄樹氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号は、運動公園野球場改修工事（2工区）について入札の結果、有限会社大岩建設代表取締役木村尚人氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号は、運動公園野球場改修工事（3工区）について入札の結果、柴坂建設株式会社代表取締役柴坂秀次氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これから議案第47号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑を行います。

〔「なし」という声あり〕

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

〔「なし」という声あり〕

これから議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第49号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員議員控室に移動願います。

午前9時15分休憩

.....  
午前10時03分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第47号工事請負契約締結について、議案第48号工事請負契約締結について、議案第49号工事請負契約締結について、以上3議案については、委員会付託は省略し、本日、討論採決を行いたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議がないようですので委員会付託は省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第47号工事請負契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

議案第48号工事請負契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第48号工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

議案第49号工事請負契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号令和5年度川南町一般会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第51号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第52号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第53号令和5年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第54号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）、以上6議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本6議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 議案第50号から議案第55号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第50号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ24億1143万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億7549万3000円とするものでございます。

それでは第1表の歳入から御説明いたします。

地方特例交付金は、141万9000円の増額で、個人住民税減収補填特例交付金であります。

地方交付税は、2億1779万9000円の増額で普通交付税であります。

国庫支出金は、1257万3000円の増額で、新型コロナウイルス接種体制確保事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付作業給付事業であります。

県支出金は、173万1000円の増額で、みやざき商店街の新たな魅力開発等支援事業が主なものであります。

寄付金は、18億円の増額で、ふるさと納税であります。

繰入金は、1億265万4000円の増額で、公共施設等整備基金繰入金ふるさと振興基金繰入金及び国民健康保険事業特別会計繰入金が主なものであります。

繰越金は、2億6298万3000円の増額で、純繰越金であります。

諸収入は、2650万1000円の増額で、地域活性化拠点施設納付金及び過年度精算金であります。

町債は、1422万6000円の減額で、臨時財政対策債が主なものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は、22億436万6000円の増額で、ふるさと納税展開事業及び財政調整基金積立金が主なものであります。

民生費は、82万1000円の減額で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（食費等物価高騰対策）が主なものであります。

衛生費は、2151万8000円の増額で、町有地内不法投棄物処理等委託料が主なものであります。

農林水産業費は、731万6000円の増額で、県営平下地区負担金、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金及び水産生産基盤整備事業負担金が主なものであります。

商工費は、2300万円の増額で、地域活性化基金積立金及び商工会地域経済活性化運営事業補助金であります。

土木費は、5205万6000円の増額で、町道小規模改良改修工事、測量設計等業務委託料（町道）及び運動公園プール改修計画実施設計委託料が主なものであります。

消防費は、967万円の増額で、白髭地区防火水槽設置工事及び消防団員退職功労金が主な

ものであります。

教育費は、9432万9000円の増額で、町有地緑地公園化工事、新中学校建設基本実施設計業務委託料契約解除賠償金及び中学校トイレ改修工事が主なものであります。

また2款総務費から10款教育費までの人件費に関する部分は、人事異動等に伴うものでございます。

第2表、債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業(令和5年度寄附分)の限度額を2億8000万、ふるさと納税寄付管理等業務委託料の限度額を、当該単年度内の給付金額に対し、5億円までの部分については、1000万円、5億円を超える部分については、その3%の額に、それぞれ消費税及び地方消費税を加えた額、企業誘致支援業務委託料の限度額を1000万円及び川南町文化ホール図書館複合施設指定管理料の限度額を5億1887万円とそれぞれ定め、追加計上するものでございます。

第3表、地方債補正は、緊急防災減災事業（消防債）の限度額を820万円と定め、追加し、また公共施設等適正管理推進事業（長寿命化）（総務債）の限度額を7720万円、県営事業負担金（農業債）の限度額を3730万円、及び県営事業負担金（水産業債）の限度額を900万円にそれぞれ変更し、また臨時財政対策債を廃止するものであります。

次に、議案第51号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5330万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1167万9000円とするものです。

歳入については、国民健康保険税を2303万5000円の減額、繰越金7670万2000円の増額が主なものです。

歳出については、基金積立金3599万7000円の増額、諸支出金1731万1000円の増額が主なものです。

なお、今回の補正により、令和5年度末国民健康保険運営基金現在高は2億4573万6658円になる見込みです。

次に議案第52号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3647万3000円とするものでございます。

歳入については、繰越金761万1000円の増額が主なものです。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金568万5000円の増額が主なものです。

次に議案第53号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ720万5000円とするものです。

歳入につきましては、令和4年度決算に係る繰越金20万3000円を計上するものです。

歳出につきましては、介護保険特別会計の繰出金20万3000円を計上するものです。

次に議案第54号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8600万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億220万7000円とするものです。

それでは第1表の歳入から御説明いたします。

国庫支出金は772万円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業の国庫補助金を計上するものです。

繰入金は、176万3000円の増額で、一般会計繰入金156万円と、介護認定審査特別会計繰入金20万3000円を計上するものです。

繰越金は、7652万2000円の増額で、令和4年度決算に基づく繰越金を計上するものです。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は、772万円の増額で、グループホームあかつき2ユニット分の災害用発電機新設工事に対する施設整備補助金です。

基金積立金は、3752万5000円の増額で、これにより、介護保険準備積立金は2億6967万555円となる見込みです。

諸支出金は4076万円の増額で、国県社会保険診療報酬支払基金及び都農町への返還金3317万4000円と、一般会計繰出金758万6000円の増額です。

次に議案第55号は、繰越金の確定に伴う予算計上であり、歳入歳出それぞれ663万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1721万7000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出につきましては、電子地域通貨取り扱い手数料575万7000円と、一般会計繰出金88万1000円の増額であります。

以上6議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** 議案第50号の財政課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

34から35ページをお願いします。

10款4項2目文化施設費の14節工事請負費4600万円は、新中学校建設用地として取得したトロントロンドーム南側周辺の土地について、緑地公園として整備するため、既存家屋の解体、張芝1万2000平米及び駐車場として砂利敷き、5000平米を行うものでございます。整備後はふるさと総合文化公園に編入する予定でございまして。以上で財政課関連の補足説明を終わります。

**○会計課長（山本 博君）** 議案第50号の会計課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。12、13ページをお願いします。歳入になります。

17款1項1目特定寄附金1節ふるさと納税で18億円の予算を計上しています。

昨年度はふるさと納税が好調で、寄附金額36億9753万9000円で全国40位でした。今年度も4月から7月末までの実績で、昨年度を上回る寄附金額であるため、現在の受付状況から、年度末の見込みを38億円としています。18、19ページをお願いします。2款1項6目企画費で、歳入と同額の18億円の予算を計上しています。ふるさと納税寄附金額が増加することに



に伴い、返礼品に必要な経費として1節の報酬から、13節使用料及び賃借料までで11億1953万1000円。24節積立金で、ふるさと振興基金に6億8046万9000円を積み立てるものです。以上で会計課関連の補足説明を終わります。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** 議案第50号のまちづくり課関連につきましてその補足説明を申し上げます。18、19ページをお願いします。2款1項11目、自治振興費4677万1000円は、中央地区コミュニティセンター改修工事と物価高騰による多賀地区コミュニティセンター改修工事費の追加計上が主なものです。30、31ページをお願いします。9款1項2目、非常備消防費の消防団員退職功労金144万円は、退職者7人分を計上しました。同じく3目消防施設費の白髭地区防火水槽設置工事費820万円は民地に設置されていた防火水槽につきまして、土地所有者から移設の要望がありましたので、防火水槽を移設する工事になります。以上でまちづくり課関連の補足説明を終わります。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** 議案第50号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。22から25ページをお願いします。3款2項2目児童措置費の18節負担金補助及び交付金500万円は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、食費等物価高騰対策の対象児数が見込みより多かったことにより47世帯100人分を増額するものです。次に、3款2項3目児童福祉施設費の扶助費32万円は、病児病後児保育利用料を無償化にするため、10月1日以降の利用者205人分の利用助成費を計上したものです。また、これに伴い、保育士の会計年度職員の報酬として103万3000円を計上しております。以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

**○環境課長（河野 英樹君）** 議案第50号の環境課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。26、27ページをお願いします。4款2項2目、塵芥処理費1336万3000円は、国光原中学校南側に、本町が所有管理する防風林敷地のうち、総延長約130 m にわたって農業用廃ビニールを中心とする廃棄物が長年不法に投棄、放置された状態にあり、これらの撤去等を実施するものです。以上で環境課関連の補足説明を終わります。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 議案第50号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。26、27ページをお願いします。6款1項6目畜産業費18節負担金補助及び交付金川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金280万円は、子牛価格低迷等の理由により、優良な和牛素牛や繁殖牛の生産に取り組む畜産農家の受精卵利用が当初の計画よりも大幅に増えたため、増額するものです。7款1項2目商工業振興費、18節負担金、補助及び交付金、商工会地域経済活性化運営事業補助金300万円は、物価高騰等による消費の落ち込みを防ぎ、景気回復のため、商工会が実施する年末大売り出しに対し補助するものです。

7款1項3目観光費、24節積立金地域活性化基金積立金2000万円については、地域活性化拠点施設の指定管理者である川南まちづくり株式会社が、年度協定によって納めた納付金を基金に積み立てるための費用です。以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

**○建設課長（黒木 誠一君）** 議案第50号、建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。28から29ページをお願いいたします。8款2項2目、道路維持費の12節委託料750万円は、大雨時に排水路から雨水があふれ出すため、睦・甘付線排水路と、十文字・尾脇線について、測量設計委託を行うものです。8款2項2目、道路維持費の14節工事請負費2000万円は、狭い町道の離合箇所を確保するため、竹浜・北唐瀬線に1ヶ所、新茶屋・菅原線に2ヶ所、待避所の設置を行います。8款3項2目公共交通費の18節負担金、補助及び交付金370万円は、令和5年10月1日から1日あたりの輸送量が15人以下と予想され、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定により、補助対象外となることで、地域間幹線系統路線から広域的コミュニティバス路線への運行形態と運行事業者を宮崎交通株式会社から三和交通株式会社へ変更するための補助金でございます。30から31ページをお願いいたします。8款3項3目都市公園費は12節委託料1500万円、運動公園プール改修計画実施設計委託料は、改修計画の中で、改修規模や改修工事の提案、ランニングコストの算定を行い、再開の是非を判断後、再開が決定すれば実施設計を行う予定です。以上で建設課関連の補足説明を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第18、認定第1号令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について日程第19、認定第2号令和4年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第3号令和4年度川南町水道事業会計決算認定について以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3案件について提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 認定第1号から認定第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず一般会計につきましては、歳入の決算額139億7211万4774円。

歳出の決算額135億3554万4012円、歳入歳出差引残額4億3657万762円であります。

次に国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額22億7159万7315円。

歳出の決算額21億9489万3697円、歳入歳出差引残額7670万3618円であります。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額2億1160万9287円、歳出の決算額2億399万6348円。歳入歳出差引残額761万2939円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入決算額736万6274円、歳出決算額716万1989円。歳入歳出差引残高20万4285円あります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額17億4787万5796円、歳出の決算額16億7135万2147円。歳入歳出差引残額7652万3649円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額1億3970万4174円、歳出の決算額1億3128万3205円。歳入歳出差引残額842万969円であります。

次に漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額2240万3696円、歳出の決算額1824万5616円、歳入歳出差引残額415万8080円であります。

次に西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額30万8403円、歳出の決算額18万3307円。歳入歳出差引残額12万5096円であります。

次に尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計につきましては、歳入決算額549万7783円、歳出決算額373万3132円。歳入歳出差引残額176万4651円であります。

次に、電子地域通貨事業特別会計につきましては、歳入の決算額3億7985万6270円、歳出決算額3億4321万8083円、歳入歳出差引残額3663万8187円であります。

次に、水道事業会計についてであります。

収益的収入は、3億5720万2689円。

収益的支出は2億6923万2728円で、当年度純利益は8796万9961円でありました。

資本的収入は3420万3616円、資本的支出は2億2142万3854円で、収入額が支出額に対して不足する額1億8722万238円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しました。

一般会計の決算額は、令和3年度決算と比較すると歳入で7.9%の増、歳出で9.3%の増となりました。

歳入のうち最も大きな財源であります地方交付税は、令和3年度決算から収入額として、1628万9000円の減、決算比0.6%減の25億8172万4000円となりました。

国庫支出金は3億2204万8244円の減、決算比18.5%減の14億1940万2267円となりました。

寄附金のふるさと納税は好調であり、18億4197万2400円の増、決算比98.9%増の37億449万9000円となりました。

本町財政におきましては、多くを地方交付税等に依存しており、国の施策の動向が町財政に大きく影響することは否めませんが、町税及びふるさと納税の寄附金等により、自主財政の確保を行いながら効率的な町政運営に努めたところでございます。

なお詳細につきましては、会計管理者及び上下水道課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御認定いただくようお願いいたします。

**○議長（河野 浩一君）** 補足説明があれば、これを許します。

**○会計管理者（山本 博君）** 認定第1号につきまして、その補足説明を申し上げます。一般会計歳入歳出決算事項別明細書の14、15ページをお願いします。

歳入の1款町税でございますが、収入済額18億9174万7114円で、徴収率96.8%となっております。不納欠損は町民税15件、固定資産税65件、軽自動車税3件、法人町民税1件、合計84件、総額614万827円であります。収入未済額は5690万471円であります。20、21ページをお願いします。12款2項1目民生費負担金中、1節老人福祉費負担金、収入済額2602万3763円で、収納率は100%となっております。同じく2節児童福祉費負担金、収入済額2582万6912円で、収納率は98.1%となっております。収入未済額は49万8075円であります。26、27ページをお願いします。13款1項4目土木使用料中、3節住宅使用料、収入済額6922万7310円で、前年度比2.8%の減。収納率は100%となっております。78、79ページをお願いします。下段の歳入合計、収入済額は139億7211万4744円で、前年度比7.9%の増となっております。不納欠損額は614万827円であります。収入未済額は9801万5451円で、国庫支出金4029万円が主なものです。

次に歳出について申し上げます。80、81ページをお願いします。1款議会費、支出済額は8461万6637円で、前年度比5.2%の減となっております。82、83ページをお願いします。2款総務費、支出済額は62億5546万6989円で、前年度比43.5%の増となっております。主な要因は企画費のふるさと納税増に伴う返礼品等の経費増によるものです。126、127ページをお願いします。3款民生費、支出済額は33億1920万1909円で、前年度比14.7%の減となっております。主な要因は、社会福祉総務費の工事請負費及び負担金補助及び交付金の減によるものです。154、155ページをお願いします。4款衛生費、支出済額は5億9079万5346円で、前年度比3.2%の増となっております。主な要因は、上水道対策費の投資及び出資金の増によるものです。168、169ページをお願いします。6款農林水産業費、支出済額は6億4100万3173円で、前年度比29.2%の減となっております。主な要因は、漁港整備費の負担金補助及び交付金の減によるものです。194、195ページをお願いします。7款商工費、支出済額は2億8645万941円で、前年度比14.4%の減となっております。主な要因は、商工業振興費の委託料の減によるものです。204、205ページをお願いします。8款土木費、支出済額は6億6159万2395円で、前年度比16.6%の増となっております。主な要因は、道路維持費の工事請負費の増によるものです。218、219ページをお願いします。9款消防費、支出済額は2億7344万263円で、前年度比18.5%の減となっております。主な要因は消防施設費の工事請負費の減によるものです。222、223ページをお願いします。10款教育費、支出済額は7億5391万438円で、前年度比15.9%の増となっております。主な要因は、2項小学校費、1目学校管理費の工事請負費の増によるものです。262、263ページをお願いします。11款災害復旧費、支出済額は690万8530円で、前年度決算比73.1%の減であります。主な要因は、工事請負費の減によるものです。264、265ページをお願いします。12款公債費、支出済額は6億6215万7391円で、前年度比2.3%の増となっております。266、267ページをお願いします。歳出合計の支出済額は135億3554万4012円で、前年度比9.3%の増となっております。繰越明許費は1億6387万7000

円。不用額は2億1431万1935円で、予算執行率は97.3%となっております。

次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。296、297ページをお願いします。

1款国民健康保険税の収入済額は4億2095万962円。前年度比1%の増で、徴収率は94.7%となっております。そのうち、現年課税分は徴収率98.6%で、滞納繰越分は24.3%となっております。不納欠損額は171万7816円で、件数は23件であります。収入未済額は2193万1050円あります。304、305ページをお願いします。歳入合計の収入済額は22億7159万7315円で、前年度比0.3%の減となっております。主な要因は県支出金の減によるものです。316、317ページをお願いします。歳出合計の支出済額は21億9489万3697円で、前年度比1.7%の減となっております。主な要因は、保険給付費の減によるものです。不用額は2億7268万1303円で、予算執行率は88.9%となっております。

次に後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。330、331ページをお願いします。歳入合計の収入済額は2億1160万9287円で、前年度比6.4%の増となっております。主な要因は、後期高齢者医療保険料の増によるものです。334、335ページをお願いします。歳出合計の支出済額は2億399万6348円で、前年度比3.6%の増となっております。主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものです。不用額は151万2652円で、予算執行率は99.3%となっております。

次に、介護認定審査会特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。346、347ページをお願いします。歳入合計の収入済額は736万6274円で、前年度比0.7%の増となっております。348、349ページをお願いします。歳出合計の支出済額は716万1989円で、前年度比5.6%の増となっております。不用額は20万5011円で、予算執行率は97.2%となっております。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。370、371ページをお願いします。歳入合計の収入済額は17億4787万5796円で、前年度比0.9%の減となっております。主な要因は、国庫支出金の介護保険事業費補助金の減によるものです。不納欠損額は102万4673円、収入未済額は219万5969円となっております。388、389ページをお願いします。歳出合計の支出済額は16億7135万2147円で、前年度比0.1%の減となっております。不用額は7470万8853円で、予算執行率は95.7%となっております。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。402、403ページをお願いします。歳入合計の収入済額は1億3970万4174円で、前年度比8.6%の減となっております。主な要因は、町債の減によるものです。406、407ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は1億3128万3205円で、前年度比11.6%の減となっております。主な要因は、下水道事業の委託料の減によるものです。不用額は876万3795円で、予算執行率は93.7%となっております。

次に、漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

418、419ページをお願いします。歳入合計の収入済額は2240万3696円で、前年度比10%減となっております。主な要因は繰越金の減によるものです。420、421ページをお願いします。歳出合計の支出済額は1824万5616円で、前年度比18.3%の減となっております。主な要因は繰出金の減によるものです。不用額は420万5384円で、予算執行率は81.3%となっております。

次に西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。432、433ページをお願いします。歳入合計の収入済額は30万8403円で、前年度比17.3%の増となっております。主な要因は、繰越金の増によるものです。434、435ページをお願いします。歳出合計の支出済額は18万3307円で、前年度比67.3%の増となっております。主な要因は、繰出金の増によるものです。不用額は12万6693円で、予算執行率は59.1%となっております。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。446、447ページをお願いします。歳入合計の収入済額は549万7783円で、前年度比32.1%の増となっております。主な要因は、繰越金の増によるものです。448、449ページをお願いします。歳出合計の支出済額は373万3132円で、前年度比25.3%の増となっております。主な要因は、使用料及び賃借料の増によるものです。不用額は51万9868円で、予算執行率は87.8%となっております。

次に、電子地域通貨事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。462、463ページをお願いします。歳入合計の収入済額は3億7985万6270円で、前年度比111.2%の増となっております。主な要因は役務費の増によるものです。464、465ページをお願いします。歳出合計の支出済額は3億4321万8083円で前年度比107.7%の増となっております。

主な要因は事業収入の増によるものです。不用額は5331万2917円で、予算執行率は86.6%となっております。決算につきましては、令和4年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に、一般会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書、次に実質収支に関する調書が綴ってあります。その調書にそれぞれ詳しく記載してありますので、それにより御確認いただきたいと思います。なお、資料としまして、決算成果表を配布しておりますので御確認いただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上で補足説明を終わります。

**○上下水道課長（大塚 祥一君）** 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出です。令和4年度の水道事業収益は3億9077万5175円、水道事業費用は2億8780万4538円でした。

次に3ページ、4ページをお願いします。資本的収入及び支出です。資本的収入は3420万3616円で、水道管布設替え工事に対する一般会計の出資金及び国の生活基盤施設耐震化等補助金がそれぞれ1679万4000円ありました。資本的支出は2億2142万3854円で、そのうち建設改良費は配水管布設替え工事、配水管設計、ポンプの購入などを行い、1億8258万4949円でした。なお、工事等につきましては、13ページに記載しておりますので御確認いただきたいと思えます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填につきましては、記載のとおりであります。

次に5ページをお願いします。損益計算書です。営業収益の3億3642万1円から、営業費用の2億6463万9345円を差し引いた営業利益は7178万656円となりました。これに営業外収支及び特別利益を加算した当年度純利益は前年度比15.7%減の8796万9961円となりました。その主な原因は、電気代高騰により動力費が増加したことや、資産減耗費が増加したことによるものです。当年度純利益に、その他未処分利益剰余金変動額7900万円を加えた1億6696万9961円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に6ページをお願いします。上段の剰余金計算書は、令和3年度期末から令和4年度期末までの資本金及び剰余金の推移を記載したものです。下段の剰余金処分計算書は、川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条の規定により行う未処分利益剰余金の処分を記載したものです。

次に7、8ページをお願いします。貸借対照表です。借方の資産合計及び貸方の負債資本合計はそれぞれ32億2555万4251円となりました。変動の大きい項目としては、固定負債は建設改良等に充てるための企業債の償還が進んだことにより、前年度比26.4%減の1億1913万7971円となりました。流動負債は、期末直前の工事完了があり、未払い金が増加したことにより、前年度比31.6%増の7759万8197円となりました。剰余金は利益剰余金が増加したことにより、前年度比15.7%増の5億6708万7854円となりました。全体として負債の部が減少し、資本の部が増加していることから、財政状態は前年度と比較してより良好になったと言えます。その他決算附属書類等を記載していますので、御確認いただくようお願いいたします。以上で補足説明を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

**○代表監査委員（永友 靖君）** 決算審査の報告を申し上げます。

町長から審査に付されました令和4年度一般会計及び特別会計、9事業の各歳入歳出決算調書、並びに財産に関する調書の審査を令和5年7月31日から8月24日までのうち11日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿諸書類の審査を令和5年7月5日から7日までの3日間、蓑原 敏朗監査委員とともに実施をいたしました。その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について、適正であると認めました。詳しく

はそれぞれの決算審査意見書で御報告申し上げたとおりであります。なお、主な会計の概略について万円単位で御報告申し上げます。会計管理者及び担当課長の説明と重複するところもごさいますが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額140億7627万円に対し、収入済額は139億7211万円で、調定額に対し99.3%の収入率であります。歳入全体の収入未済額は9802万円となっております。主なものは、町税5690万円、国庫支出金4029万円です。次に、町税の収入済額は18億9175万円で、前年度より3498万円減少しています。今年度の収入未済額は、前年度より1535万円減少し、徴収率は96.8%で、前年度より0.6%上昇しています。また、地方交付税は1629万円の減少であり、寄付金18億4197万円の増加ですが、ほとんどがふるさと納税の増加によるものであります。一方、町税の不納欠損額は、32人の614万円となっておりますが、前年より82人減少、金額で285万円増加しております。それぞれ地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。

次に、歳出についてであります。予算現額139億1373万円に対し、決算額135億3554万円であり、予算執行に当たっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率97.3%の執行がなされています。歳出予算において生じた不用額は2億1431万円で、前年度より2208万円の増加となっております。不用額が予算現額に対し20%以上で20万円以上に該当する節は、10の節で1006万円。主なものは、総務費の報酬390万円及び工事請負費275万円、商工費の報償費90万円他であります。公債費につきましては、元金償還6億4579万円で、前年度より1867万円増加しており、借入額の町債が土木債1億5100万円、教育債1億3310万円、総務債5820万円と4億3570万円発行されています。基金残高につきましては、令和5年5月末現在、74億7839万円で、前年比13億2927万円の増加となっております。内容につきましては、ふるさと振興基金が9億3339万円の増加、公共施設等整備基金が3億7248万円の増加、国民健康保険運営基金が5897万円の減少などとなっております。次に、国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額22億9525万円に対し、収入済額は22億7160万円、収入未済額2193万円、不納欠損額172万円です。国民健康保険税の収入済額は4億2095万円で、徴収率は94.7%、前年度比0.9%上昇しています。滞納額も多額であり、継続した徴収努力が求められます。続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額17億5110万円に対し、収入済額17億4788万円。収入未済額220万円、不納欠損額102万円です。今後ますます高齢社会の進展が予測されますが、健康寿命の伸長をめざし、100歳体操事業等の介護予防事業に一層取り組み、いつまでも住み慣れた地域環境で生活できるよう、町民の健康作り、要介護予備軍への対応等、積極的な取り組みに期待します。その他の特別会計も適正な運営がなされていると評価します。全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、会計決算は適正であると認めます。



最後に、水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は8797万円で、前年度に対し1642万円の減益であり、総収益は前年度比0.4%、160万円の減収、総費用は前年度比5.8%上昇、1482万円増加しております。また収益確保の重要項目であります、有収率につきましては、73.8%となっており、前年度より2.1%低下しております。決算関係書類は正確で、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認めたところでございます。以上で審査報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で審査結果の報告を終わります。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時13分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第21、報告第4号令和4年度川南町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

**○町長（東 高士君）** この報告は、令和2年度から令和4年度までの川南町一般会計継続費で計上した総合福祉センター建設費について、事業が完了したため、地方自治法施行令昭和22年政令第16号の第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上で終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、提出者の報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第22、報告第5号令和4年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

**○町長（東 高士君）** この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律平成19年法律第94号第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を財政健全化判断比率として定めています。

本町の令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも健全化法により、早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下になっており、健全な財政運営を行っていることが、財政健全化判断比率という客観的指標により判断できます。

今後も引き続き、健全な財政運営を進めてまいります。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、審査を受けましたので、その意見書を付けて御報告いたします。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で報告を終わります。

ここで代表監査委員の報告を求めます。

**○代表監査委員（永友 靖君）** 令和4年度の財政健全化の審査を8月8日、蓑原敏朗監査委員とともに実施をいたしました。

その結果について御報告を申し上げます。

お手元の財政健全化審査意見書をご覧ください。

審査の概要であります。健全化の審査は町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。項目別に見ますと、令和4年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字のため数値なしとなっており、早期健全化基準の実質赤字比率15.0%、連結実質赤字比率20%に対して下回っているということで、健全であると評価できます。実質公債比率は8.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、16.8%下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。将来負担比率も、将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、数値なしとなっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大幅に下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価をいたしました。

次に、令和4年度水道事業、漁業集落排水事業、下水道事業の企業会計経営健全化審査がありますが、これも同日8月8日に蓑原敏朗監査委員とともに監査を実施いたしました。町長から提出されました資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。審査の結果につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。資料に資金不足比率の表が出ておりますが、3事業とも令和4年度は黒字のため数値なしということで、経営健全化基準の20%を下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで、非常に健全であると認められます。是正改善を求める事項はないと評価いたしました。

以上で審査報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第23、同意第15号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 同意第15号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意は教育委員として内倉由美子氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。人格識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時24分散会